

平成30年度

集團指導資料

居宅介護・重度訪問介護・同行援護・行動援護

平成31年2月4日

岡山市保健福祉局高齢福祉部事業者指導課障害事業者係

次 第

I 主な関係法令・通知	《ページ》
1 主な関係法令	2
II 平成30年4月からの制度改正等について	4
III 障害福祉サービス事業所等の実地指導における主な指導事項について	6
IV 資料	18

I 主な関係法令・通知

1 主な関係法令

【主な関係法令と省略表記一覧】

関係法令	省略表記
障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律 (平成17年法律第123号)	障害者総合支援法
障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律 に基づく指定障害福祉サービスの事業等の人員, 設備及び運営に 関する基準(平成18年厚生労働省令第171号)	基準省令
障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律 に基づく指定障害福祉サービスの事業等の人員, 設備及び運営に 関する基準について(平成18年障発第1206001号)	解釈通知
岡山市指定障害福祉サービスの事業等の人員, 設備及び運営に 関する基準等を定める条例(平成24年市条例第81号)	条例
障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律 に基づく指定障害福祉サービス等及び基準該当障害福祉サービ スに要する費用の額の算定に関する基準(平成18年厚生労働省 告示第523号)	報酬告示
障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律 に基づく指定障害福祉サービス等及び基準該当障害福祉サービ スに要する費用の額の算定に関する基準等の制定に伴う実施上の 留意事項について(平成18年障発第1031001号)	留意事項通知
平成20年4月以降における通院等介助の取扱いについて(平成2 0年障発第0425001号)	
介護輸送に係る法的取扱いについて(平成18年9月国土交通省・ 厚生労働省連名通知)	介護輸送に係る法的取 扱いについて
障害福祉サービス等報酬改定に関するQ&A	Q&A

※上記の法令・通知等は、ホームページ等でご確認ください。

○厚生労働省 法令等データベースシステム

<http://www.hourei.mhlw.go.jp/hourei/>

○岡山市事業者指導課ホームページ

http://www.city.okayama.jp/hohuku/jigyousyasidou/jigyousyasidou_00003.html

■岡山市条例の主な独自基準

1 暴力団員の排除

事業者の役員又は事業所の管理者が、岡山市暴力団排除基本条例に定める暴力団でないこと。

2 多様な手法を用いた評価

サービスの質の評価方法については、自主評価だけでなく、多様な評価の手法を用いて評価を行うことを義務化。

3 別居親族へのサービス提供を制限

従業者が、その別居親族に対するサービス提供を制限し、家族介護と介護給付対象サービスを明確に区分。

4 成年後見制度の活用支援

適正な契約手続等の支援の促進を図るため、必要に応じ、利用者が成年後見制度を活用することができるように支援すること。

5 研修の機会の確保

事業者の資質向上のために、研修計画を作成し、当該計画に従った研修を義務付け。

6 運営規程の整備

サービスの質の向上に向けた取組みを自ら行う必要があることから、事故発生時の対応、成年後見制度の活用支援、苦情解決体制の整備等の重要事項について、あらかじめ運営規程に定めることを義務付け。

7 記録の保存書類の明確化、保存期間の延長

サービス提供の記録、居宅介護等計画、苦情、市町村への通知に加え、従業者の勤務記録、介護給付費等の請求及び受領等の記録についても、完結の日から5年間とする。

保存書類

- ① 第19条第1項に規定するサービスの提供の記録
- ② 第26条第1項に規定する個別支援計画
- ③ 第30条に規定する市町村への通知に係る記録(利用者の不正等)
- ④ 第34条第1項に規定する勤務の体制の記録
- ⑤ 第40条第2項に規定する苦情の内容の記録
- ⑥ 第41条第2項に規定する事故の状況に及び事故に際してとった処置についての記録
- ⑦ 障害者総合支援法第6条に規定する自立支援給付及び条例第21条第1項から第3項までに規定する利用者負担額等に関する請求及び受領等の記録

(1) 居宅介護

- 同一建物等に居住する利用者等へのサービス提供に対する評価の適正化
 - ・ 居宅介護を以下の①又は②の者に行う場合は所定単位数の10%を減算し、③の者に行う場合は、所定単位数の15%を減算する。⇒P29「Q&A」(参照)
 - ① 居宅介護事業所と同一敷地内又は隣接する敷地内に所在する建物に居住する者
 - ② 上記以外の範囲に所在する建物に居住する者(当該建物に居住する利用者の人数が1月あたり20人以上の場合)
 - ③ 居宅介護事業所と同一敷地内又は隣接する敷地内に所在する建物に居住する者(当該建物に居住する利用者の人数が1月あたり50人以上の場合)

- 初任者研修課程修了者のサービス提供責任者に対する評価の適正化
 - ・ 初任者研修課程修了者をサービス提供責任者として配置している居宅介護事業所において、当該サービス提供責任者が作成した居宅介護計画に基づいてサービス提供を行う場合は、所定単位数の10%を減算する。

(2) 重度訪問介護

- 病院等に入院中の支援の評価
 - ・ 区分6に該当し、かつ病院等へ入院又は入所する前から重度訪問介護を受けていた利用者に対して、当該利用者との意思疎通を図ることができる重度訪問介護従業者が、当該病院等と連携し、病院等において指定重度訪問介護等を行った場合に、入院又は入所をした病院等において利用を開始した日から起算して、90日以内の期間に限り、所定単位数を算定する。90日を超える場合は、市町村が認めた場合に限り、100分の80を算定する。⇒P30「Q&A」(参照)

- 意思疎通が困難な利用者等への同行支援の評価
 - ・ 区分6の利用者に新任従業者が支援を行う時に、熟練従業者が同行して支援を行うことについて、市町村が認める場合、所定単位数の100分の85を算定する。
なお、新任従業者ごとの上限は120時間、年間で3人の従業者について算定できる。⇒P32「Q&A」(参照)

●外出時における支援の見直し

＜原則として、1日の範囲内で用務を終えるものに限る。＞を廃止。

同行援護、行動援護においても同じ。

(3)同行援護

●基本報酬の見直し

- ・「身体介護を伴う」と「身体介護を伴わない」の分類を廃止し、基本報酬を一本化。なお、対象者は、「身体介護を伴わない」対象者を要件とする。現に利用している利用者に支援を行った場合は、支給決定の有効期間に限り改定前の報酬を算定することができる。

●サービス提供責任者・従業者の要件の見直し

- ・同行援護従業者養成研修を修了したものとみなす経過措置について、廃止する。また、平成33年3月31日までの暫定的な措置として、盲ろう者向け通訳・介助員は、同行援護従業者養成研修(一般課程)を修了したものとみなす。なお、本取扱いによるヘルパーが行う同行援護は、所定単位数を10%減算する。

●盲ろう者等への支援の評価

- ・盲ろう者向け通訳・介助員が盲ろう者を支援した場合は、100分の25に相当する単位数を所定単位数に加算する。
- ・障害支援区分4以上の者を支援した場合は、100分の40に相当する単位数を所定単位数に加算する。
- ・障害支援区分3の者を支援した場合は、100分の20に相当する単位数を所定単位数に加算する。

(4)行動援護

●支援計画シート等が未作成の場合の減算に係る経過措置の廃止

- ・「支援計画シート」及び「支援手順書兼記録用紙」が作成されていない場合、所定単位数の5%を減算する。⇒P36「支援計画シート等」(参照)

●サービス提供責任者・従業者の要件の経過措置の延長

- ・行動援護ヘルパー及びサービス提供責任者の要件のうち、行動援護従業者養成研修を修了したものとみなす経過措置を、平成33年3月31日まで延長する。

Ⅲ 障害福祉サービス事業所等の実地指導における主な指導事項について

1 人員に関する基準について

(1) 人員の配置基準

従業者の員数が、常勤換算で、2.5人以上となっていなかった。

【事業所として改善が求められる内容(適正な取り扱い等)】

常勤換算方法で2.5人以上の人員を配置すること。(条例第5条)

■ 人員配置について

管理者	常勤でかつ管理業務に従事するもの
サービス提供責任者	事業の規模※に応じて常勤1人以上
従業者	常勤換算で2.5以上

※事業の規模・・・前3月の平均値とする。

※常勤とは、「当該障害福祉サービス事業者等における勤務時間が、事業所において定められている常勤の従業者が勤務すべき時間数(1週間に勤務すべき時間数が32時間を下回る場合は32時間を基本とする。)に達していることをいう。

■ サービス提供責任者の配置基準 (ア、イ、ウにより算定した数のいずれか低い方の基準以上)

ア) 事業所の月間の延べサービス提供時間(事業所における待機時間や移動時間を除く。)が450時間又はその端数を増すごとに1人以上

イ) 事業所の従業員の数が10人又はその端数を増すごとに1人以上

ウ) 事業所の利用者の数が40人以上又はその端数を増すごとに1人以上

注: ウ)の規定にかかわらず、常勤のサービス提供責任者を3人以上配置し、かつ、サービス提供責任者の業務に主として従事する者を1人以上配置している事業所において、サービス提供責任者が行う業務が効率的に行われている場合にあつては、サービス提供責任者の員数は、利用者の数が50人又はその端数を増すごとに1人以上とすることができる。

※介護保険を一体的に行う場合のサービス提供責任者の員数

ア) 訪問介護等及び居宅介護等の利用者数の合計数に応じて必要とされる員数以上

イ) 訪問介護等及び居宅介護等のそれぞれの基準により必要とされる員数以上

※移動支援事業を一体的に行う場合のサービス提供責任者の員数・・・移動支援事業を合わせた事業の規模に応じて算出。

(P19「従業員の勤務の体制及び勤務形態一覧表」参照)

(2) 人員の配置要件

同行援護や行動援護等、研修受講や実務経験等を有する従業員の配置が必要とされているにもかかわらず、本人からの申し出のみで確認し、資格証や実務経験証明書等で実際の確認を行っていなかった。

【事業所として改善が求められる内容(適正な取り扱い等)】

資格や実務経験等を有する従業員の配置が必要とされている場合には、あらかじめ資格証や実務経験証明書等で資格等を確認すること。(条例第5条)

※無資格者によるサービス提供は不正請求になるので、十分に注意すること。

* 居宅介護・重度訪問介護

■ サービス提供責任者、従業員(ヘルパー)の資格について

介護福祉士、実務者研修修了者、介護職員基礎研修修了者、介護職員初任者研修修了者など、事業者において資格要件を確認し、資格証の写し等を保存すること。

▽ 暫定的な取り扱いに係る留意点

居宅介護職員初任者研修課程の研修を修了した者であって、3年以上介護等の業務に従事したものをサービス提供責任者とする取り扱いは暫定的なものであることから、事業者は、できる限り早期に、これに該当するサービス提供責任者に実務者研修を受講させ、又は介護福祉士の資格を取得させるよう努めなければならない。

※平成30年4月以降は、居宅介護のみ初任者研修課程修了者のサービス提供責任者が作成する個別支援計画のもとサービス提供を行った場合は、減算がある。⇒P4

* 同行援護

■ サービス提供責任者の要件

同行援護従業員養成研修応用課程修了者であり、かつ、介護福祉士、実務者研修修了者、介護職員基礎研修修了者等

■従業員（ヘルパー）の要件

- ・ 同行援護従業者養成研修一般課程修了者（盲ろう者向け・通訳介助員は平成33年3月31日まで暫定的な措置として、当該研修を終了したものとみなす。）
- ・ 居宅介護職員初任者研修修了者等であって、1年以上の視覚障害者に対する直接支援に従事した経験を有する者

⇒P20「同行援護従業者養成研修の実施状況」（参考）

* 行動援護

■サービス提供責任者の要件

行動援護従業者養成研修課程修了者又は強度行動障害支援者養成研修（基礎研修及び実践研修）修了者であって、知的障害者、知的障害児若しくは精神障害者の居宅介護等に3年以上従事したものの。

ただし、平成33年3月31日までの間は、居宅介護従業者の要件を満たす者であって、知的障害者、知的障害児若しくは精神障害者の直接支援業務に5年以上の従事した経験を有するものの場合、当該基準に適合するものとみなす経過措置がある。

■従業員（ヘルパー）の要件

行動援護従業者養成研修課程修了者又は強度行動障害支援者養成研修（基礎研修及び実践研修）修了者であって、知的障害者、知的障害児若しくは精神障害者の居宅介護等に1年以上従事したものの。

ただし、平成33年3月31日までの間は、居宅介護従業者の要件を満たす者であって、知的障害者、知的障害児若しくは精神障害者の直接支援業務に2年以上の従事した経験を有するものの場合、当該基準に適合するものとみなす経過措置がある。

（実務経験及び日数換算について）

1年以上の実務経験とは、業務に従事した期間が1年以上であり、かつ、実際に業務に従事した日数が1年あたり180日以上あることをいうものとする。

例えば5年以上の実務経験であれば、実務に業務に従事した期間が5年以上であり、かつ、実際に業務に従事した日数が900日以上であるものをいう。

(参考)【平成30年度岡山県強度行動障害支援者養成研修】

(基礎研修・実践研修)

研修課程	研修日程	定員	募集期間	研修場所
基礎研修	【第1回】 平成30年 10月10日・11日 【第2回】 平成31年 1月16日・17日	150名 程度	平成30年 7月～8月頃	岡山県総合福祉・ボ ランティア・NPO 会館 (北区南方)
実践研修	【第1回】 平成30年 11月15日・16日 【第2回】 平成31年 1月30日・31日	150名 程度		

※岡山県障害福祉課ホームページでご確認ください。

※平成26年度まで実施していた「岡山県行動援護従業者養成研修」の修了者は、強度行動障害支援者養成研修(基礎研修及び実践研修)の修了者とみなす取扱いとなっています。

2 運営に関する基準について

(1)内容及び手続きの説明及び同意

契約書・重要事項説明書等の中に、経営者の名称・所在地等が記載されておらず、管理者が利用者と契約を交わしていた。

【事業所として改善が求められる内容(適正な取り扱い等)】

社会福祉法第77条の規定に基づく書面の交付にあたっては、事業の経営者(法人)の名称及び主たる事務所(法人)の所在地を記載したうえで、法人と利用者が契約を交わすこと。(条例第9条)

(2) 契約支給量の報告等

利用者との契約を行ったが、受給者証に必要事項を記載せず、契約支給量等を支給決定市町村に報告していなかった。

【事業所として改善が求められる内容(適正な取り扱い等)】

利用者との契約を行った場合、契約支給量の変更を行った場合及び契約を終了した場合は、受給者証に必要事項を記載すること。(条例第10条)

また、支給決定市町村にその旨を報告すること。⇒P21「契約内容報告書」(参照)

(3) 心身の状況等の把握

利用者の心身の状況、置かれている環境等について、計画相談支援事業所からの情報提供のみで、事業所として、その内容を十分に把握していなかった。(医療・服薬の状況、アレルギーの有無、関与する親族の連絡先など)

【事業所として改善が求められる内容(適正な取り扱い等)】

利用者の心身の状況、置かれている環境、他の保健医療サービス又は福祉サービスの利用状況等個別支援計画の作成に当たり必要な情報の把握に努めること。(条例第16条)⇒P22・23「アセスメントシート」(参照)

(4) サービスの提供の記録

- ・ サービス提供記録について、身体介護と家事援助の別など、具体的なサービス内容を記録していなかった。
- ・ 実績の時間について、実際の時間を記録していなかった。(計画上の時間を記録していた。)
- ・ 外出の介護について、行先・交通手段・時間等を記録していなかった。

【事業所として改善が求められる内容(適正な取り扱い等)】

サービスを提供した際は、当該サービスの提供日、提供したサービスの具体的内容、実績時間数、利用者負担額等の必要な事項を、サービスの提供の都度記録すること。また、外出におけるサービスを提供した際は、行先、交通手段・所要時間等を記録すること。(条例第19条)⇒P24「居宅介護サービス提供実績記録票」(参照)

(5) 介護給付費の額に係る通知等

法定代理受領により介護給付費の支給を受けたが、利用者に通知していなかった。

【事業所として改善が求められる内容(適正な取り扱い等)】

法定代理受領により市町村から介護給付費の支給を受けた場合は、利用者に対し、当該利用者の介護給付費の額を通知すること。(条例第23条)

⇒P25「法定代理受領通知」(参照)

(6) 個別支援計画の作成

- ・ サービス提供責任者が個別支援計画を作成していなかった。
- ・ サービスの具体的内容、所要時間、日程等を明らかにした個別支援計画が作成されていない。
- ・ 個別支援計画がないままサービス提供をしていた。

【事業所として改善が求められる内容(適正な取り扱い等)】

サービス提供責任者が、利用者又は障害児の保護者の日常生活全般の状況及び希望等を踏まえて、具体的なサービス内容を記載した個別支援計画を作成すること。

個別支援計画の作成に当たっては、利用者の状況を把握・分析し、解決すべき課題を明らかにし、援助の方向性や目標を明確にしたうえで、担当する従業者の氏名、サービスの具体的内容、サービスごとの所要時間、日程等を明らかにすること。(条例第26条)
⇒P26・27「個別支援計画様式」(参照)

個別支援計画を作成したが、利用者に当該個別支援計画を交付していなかった。

【事業所として改善が求められる内容(適正な取り扱い等)】

個別支援計画を作成した際は、利用者及びその同居の家族にその内容を説明するとともに、当該個別支援計画を交付すること。(条例第26条)

サービス内容が変更されているにもかかわらず、個別支援計画が変更されていない。

【事業所として改善が求められる内容(適正な取り扱い等)】

サービス提供責任者は、個別支援計画作成後においても、当該個別支援計画の実施状況の把握を行い、必要に応じて個別支援計画の変更を行うこと。(条例第26条)

■ サービス等利用計画と個別支援計画の関係性(P28資料参照)

○サービス等利用計画(相談支援専門員作成):総合的な援助方針や解決すべき課題を踏まえ、最も適切なサービスの組み合わせ等について検討し、作成される本人の総合的な支援計画。

○個別支援計画(サービス提供責任者作成):サービス等利用計画を踏まえ、障害福祉サービス等事業所が提供するサービスの適切な支援内容を検討し、作成されるサービス提供の具体的な支援計画。

サービス等利用計画と個別支援計画との間に齟齬がないよう、サービス担当者会議等を利用して調整しておく必要がある。相談支援専門員は交付する際に、計画の趣旨及び内容等について十分に説明し、担当者との共有、連携を図ったうえで、各担当者が自ら提供する福祉サービス等の当該計画における位置づけを理解できるように配慮する必要があることとされているため、サービス提供責任者は相談支援専門員と充分連携をとること。

また、相談支援専門員はサービス等利用計画を作成した際は利用者等及び福祉サービス等の担当者に交付しなければならないことになっているので、相談支援専門員からサービス等利用計画を受け取っていない場合は、入手すること。

(7)勤務体制の確保等

兼務がある従業者や、法人役員である従業者について、当該事業所での勤務時間が記録されていなかった。

【事業所として改善が求められる内容(適正な取り扱い等)】

事業所ごとに、従業者の勤務の体制を定め、その勤務の実績とともに、記録しておくこと。(条例第34条)

- ・ 研修計画を作成していなかった。
- ・ 研修を実施していなかった。
- ・ 研修の記録を残していなかった。

【事業所として改善が求められる内容(適正な取り扱い等)】

従業者の資質の向上のため、研修の機会を計画的に確保すること。(条例第34条)

(8)掲示

運営規程の概要、従業者の勤務体制その他の重要事項を掲示していなかった。

【事業所として改善が求められる内容(適正な取り扱い等)】

事業所の見やすい場所に、運営規程の概要、従業員の勤務の体制その他の利用申込者のサービスの選択に資すると認められる重要事項を掲示すること。(条例第36条)

(9)秘密保持等

従業員又は管理者が、利用者等の情報を漏らすことがないように必要な措置(従業員への周知と誓約書等による確保)を行っていなかった。

【事業所として改善が求められる内容(適正な取り扱い等)】

従業員又は管理者が、正当な理由なく業務上知り得た利用者等の情報を漏らすことがないように、必要な措置を講ずること。退職後についても秘密保持する旨を誓約書等により確保すること。(条例第37条)

(10)苦情解決

苦情があったが、記録をしていなかった。

【事業所として改善が求められる内容(適正な取り扱い等)】

苦情を受け付けた場合には、当該苦情の内容を記録すること。(条例第40条)

(11)会計区分

訪問介護や移動支援等のその他の事業の会計と区分していなかった。

【事業所として改善が求められる内容(適正な取り扱い等)】

指定居宅介護等の事業の会計をその他の事業の会計と区分すること。(条例第42条)

(12)記録の整備

他の事業所の職務など、居宅介護等事業所のサービス以外のものと勤務の記録を分けていなかった。

【事業所として改善が求められる内容(適正な取り扱い等)】

居宅介護等事業所としての勤務の記録を整備し、その完結の日から5年間保存すること。(条例第43条)

—

(13)移動の介助について

道路運送法上の許可等を得ていないにもかかわらず、ヘルパーが運転する車を利用してサービス提供を行っていた。

【事業所として改善が求められる内容(適正な取り扱い等)】

居宅介護等事業者が、障害者等を輸送する場合には、ヘルパーが運転する車を利用して通院等乗降介助を行う場合には、居宅介護事業所を運営する法人が、道路運送法第4条の一般乗用旅客自動車運送事業の許可、同法第43条の特定旅客自動車運送事業の許可又は同法79条の福祉有償運送事業の届出を行っていることが必要。これらの許可を得ていない場合には、サービスの前後の運転中の時間を除外したとしても報酬等を算定することはできないので注意すること。(留意事項通知第二の2(1)⑥)

居宅介護の通院等介助を利用した移動先が、規定にない場所であった。

【事業所として改善が求められる内容(適正な取り扱い等)】

◎「通院等介助(身体介護を伴う場合)」、「通院等介助(身体介護を伴わない場合)」、「通院等乗降介助」の移動先は次の(1)～(3)であること。

(報酬告示別表第1の1注2)

- (1)病院等に通院する場合
- (2)官公署並びに相談支援事業所に公的手続又は障害福祉サービスの利用に係る相談のために訪れる場合
- (3)相談支援事業所に紹介された指定障害福祉サービス事業所を訪れる場合

同行援護を利用した移動先が、規定にない場所であった。

【事業所として改善が求められる内容(適正な取り扱い等)】

重度訪問介護、同行援護、行動援護での外出の介助については、通勤・通学などの「経済活動に係る外出」や「通年かつ長期にわたる外出」、「社会通念上適当でない外出」は、外出先として認められない。また、外出の介護を行った際は、行先・交通手段・所要時間等を記録しておくこと。(報酬告示別表第2の1)

3 介護給付費の算定及び取扱い

(1)報酬算定について

計画に位置付けられた時間ではなく、実際に要した時間で請求していた。

【事業所として改善が求められる内容(適正な取り扱い等)】

居宅介護等を行った場合には、実際に要した時間ではなく、個別支援計画に位置付けられた内容の居宅介護等を行うのに要する標準的な時間に基づき算定されること。
また、当初の個別支援計画で定めたサービス提供内容や提供時間が、実際のサービス提供と合致しない場合には、速やかに個別支援計画の見直し、変更を行うこと。(報酬告示別表第1の1注4、別表第2の1注3、別表第3の1注2、別表第4の1注2、留意事項通知第二の2(1)①、(2)④、(3)⑮、(4)⑫)

■報酬算定にあたっての留意点

- 1 算定誤りによる報酬返還を防止するため、報酬告示、解釈通知、厚生労働省発出のQ&A等を熟読すること。
- 2 加算には、複数の要件と必須とされる記録がある。要件等は、報酬告示、解釈通知、関係通知、厚生労働省発出のQ&A等に分かれている場合があるため、注意すること。
- 3 必須とされている要件や記録については、加算算定要件を満たしていることが、事後においても確認できなければならない。これらの要件や記録は、報酬を請求するための根拠であるので、請求に当たっては、これらの記録に基づいて適正に行うこと。

	加算の種類	算定開始時期
算定にあたり届出が必要な加算	特定事業所加算	毎月15日以前に提出 →翌月から
	福祉・介護職員処遇改善加算	月末までに提出 →翌々月から
算定にあたり届出が不要な加算	初回加算、 特別地域加算 等	

■障害福祉サービス種類相互の算定関係について

○介護給付費等については、同一時間帯に複数の障害福祉サービスに係る報酬を算定できないものであること。例えば、生活介護、自立訓練、就労移行支援、就労継続支援A型又は就労継続支援B型(以下「日中活動サービス」という。)を受けている時間帯

に、本人不在の居宅を訪問して掃除等を行うことについては、本来、居宅介護の家事援助として行う場合は、本人の安否確認、健康チェック等も併せて行うべきであることから、居宅介護(家事援助が中心の場合)の所定単位数は算定できない。

■居宅介護サービス費算定の注意点

* 居宅介護の報酬単価は、短時間に集中して支援を行うという業務形態を踏まえて、短時間サービスが高い単価設定になっているが、これは、1日に短時間の訪問を複数回行うことにより、利用者の生活パターンに合わせて居宅介護を行うためである。

* 居宅介護計画を作成するにあたっては、支給量が30分を単位(身体介護は30分を単位、家事援助は最初の30分以降は15分を単位とする。)として決定されることを踏まえ、決定された時間数が有効に活用されるよう、利用者の希望を踏まえること。

* 1日に居宅介護を複数回算定する場合にあっては、概ね2時間以上の間隔を空けなければならない。

* 身体介護中心型30分、連続して家事援助30分、更に連続して身体介護30分を算定するのは、不適切な運用であり、この場合前後の身体介護を1回として算定する。

* 「所要時間30分未満の場合」で算定する場合の所要時間は20分程度以上とする。(夜間、深夜、早朝の時間帯を除く。)所要時間とは、実際に居宅介護を行った時間をいうものであり、居宅介護のための準備に要した時間等は含まない。

■重度訪問介護サービス費算定の注意点

* 同一箇所に長時間滞在しサービス提供を行うという業務形態を踏まえ、同一の事業者が、1日に複数回の重度訪問介護を行う場合には、1日分の所要時間を通算して算定する。

* 身体介護や家事援助等の援助が断続的に行われることを総合的に評価して設定されていることから、同一の事業者がこれに加えて身体介護及び家事援助等の居宅介護サービス費を算定することはできないものである。

ただし、当該者にサービスを提供している事業所が利用者の希望する時間帯にサービス提供することが困難である場合であって、他の事業者が身体介護等を提供する場合にあっては、この限りでない。

* 重度訪問介護は、1日につき3時間を超える支給決定を基本とすることとされているが、利用者のキャンセル等により、1事業者における1日の利用が3時間未満である場合についての報酬請求は3時間未満でも可能である。なお、「所要時間1時間未満の場合」で算定する所要時間は概ね40分以上とする。

■同行援護サービス費算定の注意点

*1日に同行援護を複数回算定する場合には、概ね2時間以上の間隔を空けなければならない。同行援護の利用の間隔が2時間未満の場合は、前後の同行援護を1回として算定する。

なお、身体の状態等により、やむを得ず短時間の間隔で短時間のサービス提供を行わなければならない場合や、別の事業者の提供する同行援護との間隔が2時間未満である場合はこの限りではない。

■行動援護サービス費算定の注意点

*行動援護は、主として日中に行われるサービスであることから、早朝・夜間・深夜の加算は算定されない。

*行動援護サービス費は、1日1回のみの算定とする。

(2)各種加算について

初回加算の算定において、サービス提供責任者が同行した記録が残っておらず、サービス提供責任者の同行が確認できなかった。

【事業所として改善が求められる内容(適正な取り扱い等)】

初回加算については、初回又は初回のサービスを行った日が属する月に、サービス提供責任者がサービス提供を行うか同行することが要件である。

サービス提供責任者が同行した場合には、その旨をサービス提供記録に記録すること。(報酬告示別表第1の2、別表第2の3、別表第3の2、別表第4の2、留意事項通知第二の2(1)⑱、(2)⑫、(3)⑫、(4)⑩)

- ・ 書面で作成された処遇改善計画書による職員への周知が行われた文書がなく、周知されているかどうかの確認ができなかった。
- ・ 加算の対象職種ではない職員に支払っていた。

【事業所として改善が求められる内容(適正な取り扱い等)】

加算の対象職種は、ホームヘルパー、生活支援員、児童指導員、指導員、保育士、世話人、職業指導員、地域移行支援員、就労支援員、訪問支援員、介護職員など直接処遇の職員。

福祉・介護職員処遇改善加算の算定にあたっては、賃金改善に関する計画、当該計画に係る実施方法その他の処遇改善の計画等を記載した福祉・介護職員処遇改善加算

計画書を作成し、すべての職員に周知すること。また、その周知資料等を保存すること。
(報酬告示別表第1の5、別表第2の6、別表第3の5、別表第4の5、留意事項通知第二の2(1)㉑、(2)㉒、(3)㉒、(4)㉑)

IV 資料

平成30年度同行援護従業者養成研修の実施状況

研修実施主体（問い合わせ先）	研修課程	研修日程	定員	募集期間	研修場所
特定非営利活動法人 ウェル福祉学習センター (TEL)086-427-7761 (FAX)086-427-7762 〒710-0822 倉敷市稲荷町5-38	一般課程	平成30年4月14日、21日、28日、5月12日(計4日)	30	平成30年2月7日～4月6日	倉敷労働会館他
	補講課程	平成30年5月19日ほか		平成30年2月7日～5月11日	
	応用課程	平成30年6月9日、23日(計2日間)		平成30年2月7日～6月1日	
特定非営利活動法人 ウェル福祉学習センター (TEL)086-427-7761 (FAX)086-427-7762 〒710-0822 倉敷市稲荷町5-38	一般課程	平成30年7月7日、15日、22日、29日(計4日) ※7/7中止→8/26に変更 ※7/29中止→8/19に変更	30	平成30年5月8日～6月29日	倉敷労働会館他
	補講課程	平成30年8月11日ほか ※中止になりました。		平成30年5月8日～8月3日	
	応用課程	平成30年9月8日、22日(計2日間)		平成30年5月8日～8月31日	
特定非営利活動法人 ウェル福祉学習センター (TEL)086-427-7761 (FAX)086-427-7762 〒710-0822 倉敷市稲荷町5-38	一般課程	平成30年11月24日、12月2日、9日、16日(計4日)	30	平成30年8月31日～11月16日	きらめきプラザ他
	補講課程	平成30年12月22日ほか		平成30年8月31日～12月14日	
	応用課程	平成31年1月19日、27日(計2日間)		平成30年8月31日～平成31年1月11日	
特定非営利活動法人 岡山県視覚障害者自立支援センター (TEL)086-250-8278 (FAX)086-250-8279 〒700-0026 岡山市北区奉還町2-9-3	一般課程	平成30年11月19日～11月23日	12	平成30年11月5日～11月11日	きらめきプラザ他
	補講課程	平成30年11月19日～11月23日		平成30年11月5日～11月11日	
	応用課程	平成30年12月10日～12月12日		平成30年11月5日～11月11日	

※詳細については、上記の研修実施主体にお問い合わせください。

アセスメントシート 1

受給者証番号		1234567890		調査日： 30 年 ○ 月 × 日	
ふりがな	おかやまももこ		性別	生年月日	
氏名	岡山 桃子		女	S 6 2 年 ○ 月 × 日 (2 9 歳)	
ふりがな				援護の実施者	
住所	〒700-0000		電話： △△△ (△△△) △△△△		岡山市
	岡山市★区○○町×丁目×番×号		FAX： △△△ (△△△) △△△△		
	携帯： △△△ (△△△) △△△△		電話： △△△ (×××) ××××		
緊急連絡先	ふりがな	おかやまますか		続柄	住所
	氏名	岡山 増香		母	同上
	医療機関 (主治医等)	□□病院 (主治医：△△)			電話： ()
身体障害者 手帳	1 種		障害名		
療育手帳	A	B1	B2	脳性まひによる両下肢機能全廃1級	
支給量	身体介護	40時間/月		利用者負担額	
	家事援助	時間/月		負担上限月額	
		時間/月		低所得1 低所得2 一般	円
		時間/月		上限額管理事業所	
	時間/月		(事業所名)		
主たる 介護者 の状況	ふりがな	おかやまますか		続柄	状況
	氏名	岡山 増香		母	
他のサービス等 の利用の状況	1. 日中活動サービス		2. ショートステイ		
	(事業所名)		(事業所名)		
	3. グループホーム		4. 放課後等デイサービス		
	(事業所名)		(事業所名)		
	5. 相談支援事業		6. その他 ()		
	(事業所名)		()		
本人及び家族の状態、希望					
両親は、現在の生活について不安が強い。母親は、昨年腰を痛み、本人の介助が難しい。					
できる限り自立した生活ができるよう、手助けしてほしい。					

アセスメントシート 2

	項 目	状 況	特記事項								
身体 の 状 況	視 覚	<input checked="" type="radio"/> ア. 制限なし ・ イ. 制限あり ・ ウ. 大きな制限									
	聴 覚	<input checked="" type="radio"/> ア. 制限なし ・ イ. 制限あり ・ ウ. 大きな制限									
	言 語	ア. 制限なし ・ <input checked="" type="radio"/> イ. 制限あり ・ ウ. 大きな制限	言語障害がある。聞き慣れれば理解できる								
	座位保持	ア. 制限なし ・ <input checked="" type="radio"/> イ. 制限あり ・ ウ. 大きな制限									
	コミュニケーションの状況										
	そ の 他										
日 常 生 活 状 況	歩行（屋内）	ア. 自力 ・ イ. 一部介助 ・ <input checked="" type="radio"/> ウ. 全部介助	歩行不可。電動車椅子を使用して移動。								
	歩行（屋外）	ア. 自力 ・ イ. 一部介助 ・ <input checked="" type="radio"/> ウ. 全部介助	電動車椅子を使用して移動。								
	食 事	<input checked="" type="radio"/> ア. 自力 ・ イ. 一部介助 ・ ウ. 全部介助	調理により1～2cm角に刻む必要 卵にアレルギー有り								
	入 浴	ア. 自力 ・ イ. 一部介助 ・ <input checked="" type="radio"/> ウ. 全部介助	洗顔は自力								
	着 脱 衣	ア. 自力 ・ <input checked="" type="radio"/> イ. 一部介助 ・ ウ. 全部介助	ズボンなどは介助要								
	排 泄	ア. 自力 ・ イ. 一部介助 ・ <input checked="" type="radio"/> ウ. 全部介助	立ち上がりに介助要								
	炊 事	ア. 自力 ・ イ. 一部介助 ・ <input checked="" type="radio"/> ウ. 代行	経験なし								
	洗 濯	ア. 自力 ・ イ. 一部介助 ・ <input checked="" type="radio"/> ウ. 代行	経験なし								
	金 銭 管 理	<input checked="" type="radio"/> ア. 自力 ・ イ. 一部介助 ・ ウ. 代行									
	買 い 物	ア. 自力 ・ <input checked="" type="radio"/> イ. 一部介助 ・ ウ. 代行	コンビニなら車いすを利用し一人でできる								
	服 薬 管 理	<input checked="" type="radio"/> ア. 自力 ・ イ. 一部介助 ・ ウ. 代行	〇〇及び◆◆を服薬中								
	そ の 他										
住 宅 状 況	住居形態	2階建て・戸建住宅	<div style="display: flex; justify-content: space-between;"> <div> <p>【住居の状況】 1F</p> <table border="1" style="width: 100%; text-align: center; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 30%;">浴室</td> <td style="width: 10%;">脱衣所</td> <td style="width: 20%;">トイレ</td> <td style="width: 10%;">玄関</td> </tr> <tr> <td style="width: 30%;">台所</td> <td style="width: 30%;">居間</td> <td colspan="2" style="width: 30%;">本人の部屋</td> </tr> </table> </div> </div>	浴室	脱衣所	トイレ	玄関	台所	居間	本人の部屋	
	浴室	脱衣所		トイレ	玄関						
	台所	居間		本人の部屋							
	トイレ	和式・ <input checked="" type="radio"/> 洋式・その他（ ）									
	浴室	<input checked="" type="radio"/> 実用可 ・ 不可									
	寝 具	布団 ・ <input checked="" type="radio"/> ベッド									
手 す り	<input checked="" type="radio"/> あり ・ なし										
住環境の留意点	家の中は車いすを使い移動。バリアフリー構造。										
医 療 機 関 利 用 状 況	*△△病院 1回／1月										
	*××歯科 2回／1年										
	母親と通院している										
障 害 経 過	出生後、脳性まひの診断を受け、障害者手帳を取得。幼少より病院にかかっていた。										
	発語が一部ははっきりしないので会話は難しいが、慣れれば聞き取れる。										
家 族 状 況	氏 名	続 柄	備 考								
	岡山 キビ男	父	会社員								
	岡山 増香	母	パート勤務								
	岡山 桃子	本人									
備 考	地域の高校を卒業。卒業後も交流があり、友人は多い。										

平成29年 4月分

居宅介護サービス提供実績記録票

受給者証番号	支給決定障害者等氏名 (障害児氏名)	事業所番号
契約支給量	実際にサービスが終了した時間を記載し、請求は居宅介護計画に基づいた時間で行う。	サービス提供の都度、利用者印を押印してもらう。

日付	曜日	サービス内容	居宅介護計画				サービス提供時間				派遣人数	サービス提供者印	利用者確認印	備考
			開始時間	終了時間	計画時間数		開始時間	終了時間	時間数					
					時間	乗降			周	乗降				
1	日	身体	10:00	11:30	1.5		10:00	11:35	1.5		1			
2	月	通院(伴う)	10:00	11:00	1		10:00	11:00	1		2			
5	木	家事	15:00	16:00	1									
5	木	家事(基礎等)					15:00	16:00	1					
13	金	乗降	18:00	18:30		1	18:00	18:30		1				
15	日	① 身体	13:00	16:00	3		13:00	16:00						
15	日	② 身体	14:00	15:00	1		14:00	15:00			1			
16	月	① 身体	13:00	15:00	2		13:00	15:00						
16	月	② 身体(基礎等)	14:00	16:00	2		14:00							
30	月	身体(重訪)	22:00	23:00	1		22:00							

3日、10日の利用分については、本資料作成都合上、暦の順序から分けて記載しています。

二人派遣で時間がずれた場合、2行に分けて記載する。一行目は全体の通算時間を記載する、二行目はヘルパーが重複している時間帯を記載する。派遣人数は行ごとに1と記載する。

乗降の場合は回数を記載する。

3	火	通院(伴う)	10:00	11:30	1		10:00	11:30	1		1			運転中10:15-10:45を除く
---	---	--------	-------	-------	---	--	-------	-------	---	--	---	--	--	-------------------

通院等介助の前後に連続して20-30分程度以上の身体介護を行うことにより通院介助(身体介護を伴う)を算定する場合の記載例。通算時間は10:00-11:30であるが、10:15-10:45はヘルパーが運転しており、算定から除外するため、記載する。サービス提供の記録へ記載でも可。

10	火	身体	8:00	11:00	1.5		8:00	11:00	1.5		1			空き時間8:45から10:00/10:45から
----	---	----	------	-------	-----	--	------	-------	-----	--	---	--	--	-------------------------

2時間以上サービス間隔があかなかつた場合、1行にサービス時間全体を通しての開始時間及び終了時間を記載し、備考欄に空き時間を記載する、算定時間は、通算時間の3時間-空き時間の1.5時間=1.5時間

17	火	身体												急時対応加算
----	---	----	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--------

算定数の内訳

合計	サービス内容	計画時間数計	内訳(適用単価別)				算定時間数計
			100%	90%	70%	重訪	
	居宅における身体介護	12	10		2	1	13
	通院介護(身体介護を伴う)	2	3				3
	家事援助	1.25		1.25			1.25
	通院介護(身体介護を伴わない)						
	通院等乗降介助		1				1

平成 年 月 日

利用者名 様

指定障害福祉サービス事業者名
代 表 者 名 印
連 絡 先

介護給付費・訓練等給付費の受領のお知らせについて
(法定代理受領のお知らせ)

利用者名 様に提供した下記のサービスに要した費用について、岡山市から下記のとおり利用者様に代わり支払いを受けましたので、お知らせします。

このお知らせの内容に疑義がある場合は、当事業所もしくは岡山市にお問い合わせ下さい。

記

サービス提供年月	平成 年 月 又は、平成 年 月 日～平成 年 月 日	
サービス内容		
受領日	平成 年 月 日	
代理受領金額 (A) - (B) + (C)	金 円	
代理受領額の 内訳	サービスに要した 費用の全体の額 (A)	金 円
	利用者負担額 (B)	金 円
	特定障害者特別給付費 (補足給付費) (C)	金 円

※ サービスに要した費用の全体の額については、別紙（明細書）を添付するか、
計算過程を記載してください。

居宅介護計画書

《記載例》

受給者証番号	〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇	作成日	平成30年3月〇日	作成者	岡山 亜由美
利用者名	生年月日	住所			
大阪 花子 様	●本人(家族)の希望 利用者本人・家族の希望、要望を反映すること。			●作成年月日・計画作成担当者 いつ、誰が作成したかを明確に。	
本人(家族)の希望	半身麻痺により入浴が困難であるため、定期的に入浴し、清潔を保持したい。			●援助目標 ヘルパーが「何のための派遣か」を意識できるように記入。	
援助目標	週2回定期的に入浴し、清潔を保てるよう援助していく				
サービス内容	<input checked="" type="checkbox"/> 身体介護 10 時間	<input type="checkbox"/> 家事援助	時	●派遣される従業者の種別 従業者の種別により算定する単位数が異なるため、記入すること。	
	<input type="checkbox"/> 行動援護	時間		●サービス内容 契約支給時間を記入。	

【計画予定表】

派遣される従業者の種別：介護福祉士、実務研修修了者

	月	火	水	木	金	土	日	備考
8:00								●情報提供 利用状況など記入。
9:00			9:00		9:00			
10:00	セ地域 タ活動 利支用 援		セ地域 タ活動 利支用 援		セ地域 タ活動 利支用 援			できるところは本人にして もらうよう声かけ、見 守りをする。
12:00								
14:00								
16:00	16:00	17:00	16:00	17:00	16:00			
18:00		身体介護		身体介護				●確認印 利用者に計画書を説明後 確認印をもらう。
		18:00		18:00				
20:00								
利用者確認印							鹿田 花子	(印)

※次ページ

●援助項目の記載。

●サービス内容
サービスの種類ごとに手順、提供方法など記載。

●留意事項
サービス提供にあたり、提供方法で注意すべきことや留意点を記載。

【サービス内容】

	援助項目	サービスの内容	留意事項
サービス	体調確認	5分 口頭で体調確認	必要な場合バイタルチェック。
	トイレ介助	5分 移乗時、立位時に一部介助	立ち上がった後は自力で可。
	更衣介助	10分 一部介助	出来るところは、本人にしてもらう。
	入浴介助	30分 体を洗ったのち、洗髪。体調が良い場合は、湯船に浸かる。	浴室内では、いすに腰掛ける。 洗髪はシャンプーハット使用。
	更衣・水分補給	10分 ストローにて水分補給	普段飲む量が少ないので、コップ1杯分は補給。
種類	<input checked="" type="checkbox"/> 身体介護 <input type="checkbox"/> 通院等乗降介助	<input type="checkbox"/> 家事援助 <input type="checkbox"/> 重度訪問介護	<input type="checkbox"/> 行動援護

●計画書に記載されているサービスをチェック

居宅介護計画書

受給者証番号	作成日	作成者
利用者名	生年月日	住所
年月日(歳)	〒	連絡先
		TEL: ()
		FAX: ()

本人(家族)の希望

援助目標

サービス内容	時間	回数	時間	時間
<input type="checkbox"/> 身体介護	時	<input type="checkbox"/> 家事援助	時	<input type="checkbox"/> 通院介助(なし・あり)
<input type="checkbox"/> 通院等乗降介助	回	<input type="checkbox"/> 重度訪問介護	時間	<input type="checkbox"/> 行動援護

【計画予定表】

時間	月	火	水	木	金	土	日	備考
0:00								
2:00								
4:00								
6:00								
8:00								
10:00								
12:00								
14:00								
16:00								
18:00								
20:00								
22:00								

利用者確認印



【サービス内容】

援助項目	サービスの内容	留意事項
サービス 1		
種類	<input type="checkbox"/> 身体介護 <input type="checkbox"/> 通院等乗降介助 <input type="checkbox"/> 家事援助 <input type="checkbox"/> 重度訪問介護	<input type="checkbox"/> 通院介助(身体介護 なし・あり) <input type="checkbox"/> 行動援護

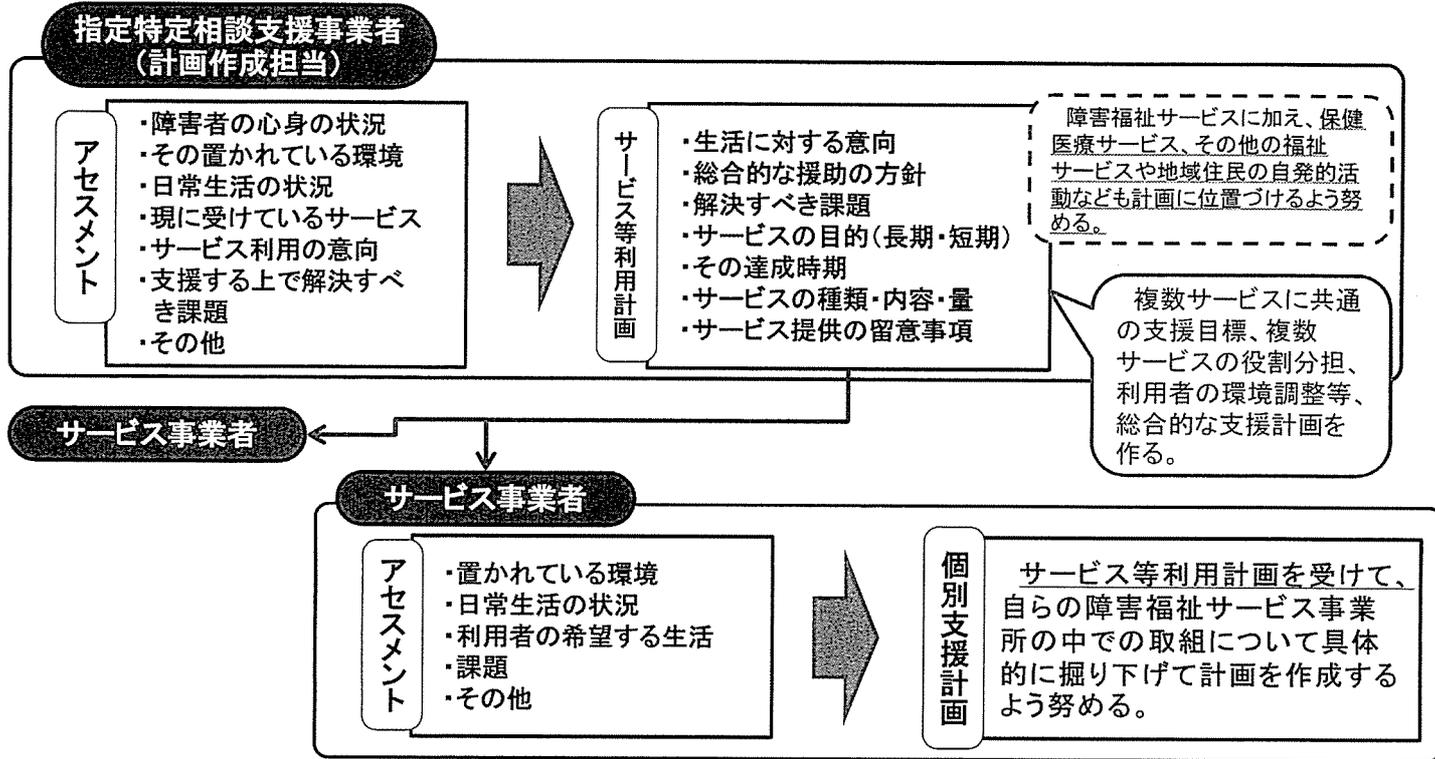
援助項目	サービスの内容	留意事項
サービス 2		
種類	<input type="checkbox"/> 身体介護 <input type="checkbox"/> 通院等乗降介助 <input type="checkbox"/> 家事援助 <input type="checkbox"/> 重度訪問介護	<input type="checkbox"/> 通院介助(身体介護 なし・あり) <input type="checkbox"/> 行動援護

援助項目	サービスの内容	留意事項
サービス 3		
種類	<input type="checkbox"/> 身体介護 <input type="checkbox"/> 通院等乗降介助 <input type="checkbox"/> 家事援助 <input type="checkbox"/> 重度訪問介護	<input type="checkbox"/> 通院介助(身体介護 なし・あり) <input type="checkbox"/> 行動援護

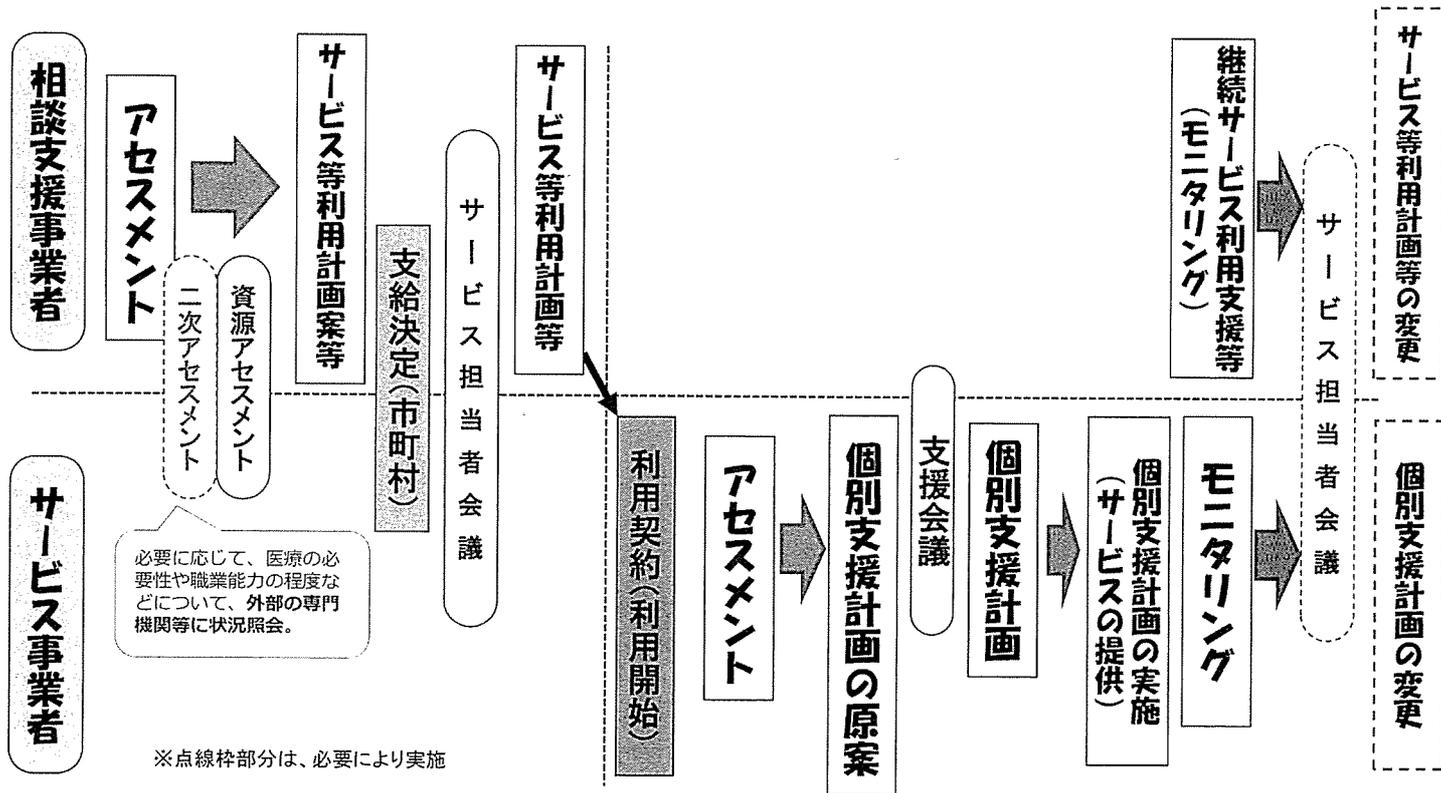
援助項目	サービスの内容	留意事項
サービス 4		
種類	<input type="checkbox"/> 身体介護 <input type="checkbox"/> 通院等乗降介助 <input type="checkbox"/> 家事援助 <input type="checkbox"/> 重度訪問介護	<input type="checkbox"/> 通院介助(身体介護 なし・あり) <input type="checkbox"/> 行動援護

サービス等利用計画と個別支援計画の関係

- サービス等利用計画については、相談支援専門員が、総合的な援助方針や解決すべき課題を踏まえ、最も適切なサービスの組み合わせ等について検討し、作成。
- 個別支援計画については、サービス管理責任者が、サービス等利用計画における総合的な援助方針等を踏まえ、当該事業所が提供するサービスの適切な支援内容等について検討し、作成。



指定特定相談支援事業者(計画作成担当)及び障害児相談支援事業者と障害福祉サービス事業者の関係



(1) 居宅介護

問23 (同一敷地内建物等に居住する利用者に提供した場合の減算①)

月の途中で、「同一敷地内建物等に居住する利用者に提供した場合の減算」の適用を受ける建物に入居した又は当該建物から退去した場合、月の全てのサービス提供部分が減算の対象となるのか。

(答)

利用者が、減算対象となる建物に入居した日から退去した日までの間に受けたサービスについてのみ、減算の対象となる。

問24 (同一敷地内建物等に居住する利用者に提供した場合の減算②)

住民票の住所と実際の居住場所が異なる場合は、実際の居住場所で「同一建物居住者」として判断してよいか。

(答)

実際の居住場所で判断する。

問25 (同一敷地内建物等に居住する利用者に提供した場合の減算③)

「同一の敷地内若しくは隣接する敷地内の建物」であっても「サービス提供の効率化につながらない場合には、減算を適用すべきではないこと」とされているが、具体的にはどのような範囲を想定しているのか。

(答)

本減算は、例えば、集合住宅の1階部分に事業所がある場合など、事業所と同一建物に居住する利用者を訪問する場合には、地域に点在する利用者を訪問する場合と比べて、移動等の労力(移動時間)が軽減されることから、このことを適正に評価するために行うものであり、事業所と同一建物の利用者を訪問する場合と同様の移動時間により訪問できるものについては同様に評価することとし、「同一敷地内にある別棟の集合住宅」、「隣接する敷地にある集合住宅」、「道路等を挟んで隣接する敷地にある集合住宅」のうち、事業所と同一建物の利用者を訪問する場合と同様に移動時間が軽減されるものについては、減算対象とすることとしたものである。このようなことから、例えば、以下のケースのように、事業所と同一建物の利用者を訪問する場合とは移動時間が明らかに異なるものについては、減算対象とはならないものと考えている。

- ・ 広大な敷地に複数の建物が点在するもの(例えば、UR(独立行政法人都市再生機構)などの大規模団地や、敷地に沿って複数のバス停留所があるような規模の敷地)
- ・ 幹線道路や河川などにより敷地が隔てられており、訪問するために迂回しなければなら

ないもの

問2.6 (同一敷地内建物等に居住する利用者に提供した場合の減算④)

「同一の敷地内若しくは隣接する敷地内の建物」に該当するもの以外の集合住宅に居住する利用者にサービスを提供する場合、利用者が1月あたり20人以上の場合は減算の対象となるが、算定月の前月の実績で減算の有無を判断することとなるのか。

(答)

算定月の実績で判断することとなる。

問2.7 (同一敷地内建物等に居住する利用者に提供した場合の減算⑤)

「同一建物に居住する利用者が、1月あたり20人以上である場合の利用者数」とは、どのような者の数を指すのか。

(答)

この場合の利用者数とは、当該居宅介護事業所とサービス提供契約のある利用者のうち、該当する建物に居住する者の数をいう(サービス提供契約はあるが、当該月において、居宅介護サービス費の算定がなかった者を除く)。

問2.8 (共生型居宅介護について)

指定訪問介護事業所が行う共生型居宅介護のサービス内容は、指定居宅介護と同じく、視覚障害者への代読や代筆等も含むものと考えてよいか。

(答)

お見込みのとおり。なお、共生型重度訪問介護についても同様である。

(2) 重度訪問介護

問2.9 (入院中の提供の算定について①)

重度訪問介護を病院等への入院時に利用するに当たり、在宅時の利用と分けて支給決定をする必要はあるか。

(答)

不要である。

問3.0 (入院中の提供の算定について②)

これまで居宅介護のみを利用してきた者が、入院した後に重度訪問介護の支給申請を行った場合、認めることはできるか。

(答)

認められない。本改正では、重度訪問介護によるコミュニケーション支援も含め、比較的長時間にわたり断続的な支援を必要とする利用者に対して、入院中も当該利用者の状態等を熟知したヘルパーによる支援を受けられるようにしたものである。

なお、地域生活支援事業における意思疎通支援事業については、従来どおり、病院等に入院中の障害者にもコミュニケーション支援を行えるものであり、引き続き、対象者等を含めて柔軟に運用していただいで差し支えない。

問3.1 (入院中の提供の算定について③)

入院中に重度訪問介護を利用している者について、在宅時の利用から支給量を増やすことはできるか。

(答)

支給変更決定を行うことは妨げないが、入院中に必要な支援は、基本的には病院等の職員により行われるものであることから、変更の必要性については慎重に検討されたい。

問3.2 (入院中の提供の算定について④)

重度訪問介護は、日常生活に生じる様々な介護の事態に対応するための見守り等の支援とともに身体介護等を提供するものであるが、入院中においても、意思疎通に対応するための見守りの時間は報酬の対象となるものと考えてよいか。

(答)

お見込みのとおり。

問3.3 (入院中の提供の算定について⑤)

入院中の重度訪問介護の利用は、90日を超えて利用することはできないのか。

(答)

入院先の病院等の職員が、当該利用者とのコミュニケーションの技術の習得に時間を要し、障害者の状態等によっては、90日を超えて支援を要することも考えられることから、利用者や重度訪問介護事業所等から支援状況の聞き取りを行うなどして、必要に応じて、90日を超える利用を認めることも差し支えない。ただし、重度訪問介護従業者による支援が、病院等において行われるべき支援を代替することにならないよう、支援内容や病院等との連携状況等については、十分に把握した上で判断する必要があることに留意されたい。

問3.4 (入院中の提供の算定について⑥)

入院又は入所中の病院等が、重度訪問介護事業所の通常の実施地域以外の地域に所在する場合、当該病院等にヘルパーを派遣したときの交通費を利用者に請求することはできるか。

(答)

基本的にはできないものとする。ただし、病院等が重度訪問介護事業所の通常の実施地域から著しく離れている場合であって、重度訪問介護事業所と利用者との間で合意がされて

いる場合には、交通費の一部を請求することも差し支えないものとする。

問35（入院中の提供の算定について⑦）

「入院中の医療機関からの外出・外泊時における同行援護等の取扱いについて」（平成28年6月28日付け障障発 0331 第8号厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部障害福祉課長通知）において、医療機関からの外出・外泊時に重度訪問介護を利用できることが示されているが、今後は、当該取扱いについても報酬告示第2の1のロ（病院等に入院又は入所をしている障害者に対して重度訪問介護を提供した場合）により請求することとなるのか。

（答）

入院中の医療機関からの外出及び外泊時に重度訪問介護を提供する場合は、報酬告示第2の1のイ（病院等に入院又は入所をしている障害者以外の障害者に対して重度訪問介護を提供する場合）の報酬を請求されたい。よって、報酬の請求に当たっては、入院中の病院等において重度訪問介護を提供する時間は、報酬告示第2の1のロのサービスコードを選択し、外出中の時間は報酬告示第2の1のイのサービスコードを選択することとなる。

問36（入院中の提供の算定について⑧）

入院中に重度訪問介護を利用できるのは、障害支援区分6であって、入院前から重度訪問介護の利用をしてきた者に限られているが、入院中の病院から外出・外泊する場合も同様の取扱いになるのか。

（答）

病院等からの外出・外泊時に重度訪問介護を行う場合、報酬告示第2の1のイ（病院等に入院又は入所をしている障害者以外の障害者に対して重度訪問介護を提供する場合）に該当するため、障害支援区分4・5の者や、入院前から重度訪問介護を利用していない者などを含め、重度訪問介護の全ての対象者が利用できるものである。

問37（熟練した重度訪問介護従業者による同行支援について①）

「新規に採用された従業者」及び「熟練した重度訪問介護従業者」について、介護福祉士ではないこと又は介護福祉士であること等の要件はあるのか。

（答）

従業者が介護福祉士であること等の要件はないが、「熟練した重度訪問介護従業者」とは、「当該利用者の障害特性を理解し、適切な介護を提供できる者であり、かつ、当該利用者へのサービスについて利用者から十分な評価がある従業者」であることに留意されたい。

問38（熟練した重度訪問介護従業者による同行支援について②）

当該加算の決定はどのように行うのか。

（答）

重度訪問介護の支給決定に当たり、障害福祉サービス受給者証に「同行支援可（○人、○時間○分）」と記載されたい。なお、本加算は、障害支援区分6の利用者の状態像や、重度訪問介護事業所に新規に採用されたヘルパーのコミュニケーション技術等を踏まえて支給決定するものであることから、基本的には、同行支援を必要とする状況が生じた時点で、支給変更決定等を行うことが想定されるが、明らかに特別なコミュニケーション技術を要し、同行支援の必要性が認められる場合には、あらかじめ支給決定をしておくことも差し支えない。

問39（熟練した重度訪問介護従業者による同行支援について③）

「新規に採用された従業者（採用からおよそ6ヶ月を経過した従業者は除く。）」の「およそ」とは、どの程度の期間の幅が認められるのか。

（答）

基本的には、採用後6ヶ月を経過するまでとするが、新規に採用された従業者が、事故等のやむを得ない理由により一時的に業務に従事できない期間等があった場合は、6ヶ月を超えて本取扱いの対象としても差し支えない。

問40（熟練した重度訪問介護従業者による同行支援について④）

同時に2人の重度訪問の介護従業者が1人の利用者に対して重度訪問介護を行った場合に加算する取扱いの場合と同様、この同行支援の加算についても、二人の従業者が異なる重度訪問介護事業所に従事する場合、それぞれの重度訪問介護事業所から請求ができるものと考えてよいか。

（答）

お見込みのとおり。

問41（熟練した重度訪問介護従業者による同行支援について⑤）

新任従業者と熟練従業者の報酬はそれぞれ15%の減算となるが、異なる重度訪問介護事業所で派遣した場合において、熟練従業者の派遣に係る報酬の減算分を、新任従業者が所属する事業所が補填するなどの契約を交わすことはできるものと考えてよいか。

（答）

お見込みのとおり。

問42（熟練した重度訪問介護従業者による同行支援について⑥）

同行支援中に、新任従業者と熟練従業者が見守りを行っている時間も報酬の対象となるものと考えてよいか。

（答）

お見込みのとおり。

(今回の改定に伴い、以下のQ&Aについて削除)

平成 24 年度障害福祉サービス等報酬改定に関するQ&A (平成 24 年 8 月 31 日
事務連絡)における問 50

(3) 同行援護

問 4 3 (盲ろう者向け通訳・介助員について①)

盲ろう者向け通訳・介助員派遣事業において盲ろう者に支援した経験がある者が、平成 33 (2021) 年 3 月 31 日までの暫定的な措置として従業者要件に追加されたが、このことと、盲ろう者に支援した場合に所定単位数の 25%の加算を算定できる盲ろう者向け・通訳介助員は同じものを指しているのか。

(答)

「盲ろう者向け通訳・介助員」とは、地域生活支援事業の「盲ろう者向け通訳・介助員養成研修」を修了した者等をいうが、このうち、同行援護従業者養成研修を修了していなくても同行援護に従事できるのは、平成 30 年 3 月 31 日時点において、地域生活支援事業の「盲ろう者向け通訳・介助員派遣事業」に従事し、実際に盲ろう者の支援を行ったことがある者である。一方、盲ろう者に支援した場合に加算を算定できる要件としている「盲ろう者向け通訳・介助員」は、「盲ろう者向け通訳・介助員派遣事業」に従事していることを要件としていない。

問 4 4 (盲ろう者向け通訳・介助員について②)

盲ろう者向け通訳・介助員は、都道府県が行う盲ろう者向け通訳・介助員養成研修を修了した者のほか、指定都市又は中核市が行う同研修や、国立障害者リハビリテーションセンター学院が行う研修を修了した者等がいるが、これらの者についても含めるものと考えてよいか。

(答)

お見込みのとおり。

問 4 5 (障害支援区分の認定について)

同行援護は、障害支援区分の認定調査を受けずとも利用できるが、「障害支援区分 3 又は 4 以上の者を支援した場合の加算」を算定するに当たっては、当該利用者が障害支援区分の認定調査を受けている必要があるか。

(答)

「障害支援区分 3 又は 4 以上の者を支援した場合の加算」については、障害支援区分認定調査により障害支援区分 3 以上の判定を受け、加算対象者として支給決定を受けている必要がある。このため、障害支援区分の判定を受けておらず、同行援護の利用のみを希望する障害者については、障害支援区分 3 以上に該当すると見込まれる場合に、認定調査を併せ

て行うこととする。なお、申請に当たり、利用者が認定調査の実施を望まない場合には、必ずしも認定調査を受ける必要はないが、その場合は、「障害支援区分3又は4以上の者を支援した場合の加算」の対象者として支給決定を行わないこと。

問46（障害児への加算の決定について）

障害児への同行援護の支給決定に当たり、障害支援区分3又は4以上の支援の度合いに相当することについて、どのように判断するのか。

（答）

障害児への同行援護の支給決定に当たり、当該障害児が障害支援区分3以上の支援の度合いに相当することが見込まれる場合とは、5領域11項目の調査を行い、支援の度合いについて判定するものとする。なお、当該調査結果が、短期入所における障害児支援区分2に相当する場合は、障害支援区分3の支援の度合いに相当するものとして、障害児支援区分3に相当する場合は、障害支援区分4の支援の度合いに相当するものとして取り扱って差し支えない。

問47（地域生活支援事業との関係について）

地域生活支援事業における盲ろう者向け通訳・介助員派遣事業を利用してきた者は、今後、同行援護を優先的に利用しないといけないのか。

（答）

盲ろう者向け通訳・介助員派遣事業と同行援護は、利用者の支援のニーズ等に応じて、いずれの利用も可能である。また、同行援護は、従業者が1人の利用者の支援に専念し、その行った支援に対して報酬を支払うサービスであるが、地域生活支援事業は、支援や支払いの方法等も含めて柔軟に運用できることから、例えば、盲ろう者が会議に参加し、頻回な通訳介助を要し、交代要員として2人目を派遣する必要がある場合などにおいて、同行援護と盲ろう者向け通訳・介助員派遣事業を併用することも可能である。

（4）行動援護

問48（支援計画シート等の作成について）

支援計画シート等に規定の書式はあるのか。

（答）

「重度訪問介護の対象拡大に伴う支給決定事務等に係る留意事項について」（平成26年3月31日付け障障発0331第8号厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部障害福祉課長通知）において、支援計画シート等の様式例をお示しているため、参照されたい。

(参考1)

支援計画シート(例) 氏名(高崎のぞむ) 支援計画者(〇〇〇〇)			
インテーク (情報の収集・整理)	アセスメント (評価)		プランニング (支援計画)
情報 (見たこと、聴いたこと、資料などから)	理解・解釈・仮説 (わかったこと、推測したこと)	支援課題 (支援の必要なこと)	対応・方針 (やろうと思うこと)
<p>・26歳男性 自閉症 重度知的障害</p> <p>・身長172センチ 体重105キロ</p> <p>・高等部卒業後8年間で45キロ体重増加</p> <p>・高血圧(100-160)</p> <p>・14歳の時に近所のコンビニで2歳の子を突き飛ばし怪我をさせている</p> <p>・その後も学校や施設の外出中に幼児の方に向かっていく場面を数回制止している</p> <p>・子どもの泣き声はテレビから聞こえても不機嫌</p> <p>・外出は、施設の送迎と父親がドライブに連れていく以外に外出経験なし</p> <p>・DVD カセットのセット作業や洗濯ばさみの袋詰作業など、単純な工程の仕事が可能</p> <p>・書類やチラシの封入等、手先の巧緻性が求められる作業は手順の学習は可能だが製品としての完成は難しい</p> <p>・個別化された作業環境だと、一度に20分から日によっては1時間近く継続して作業に取り組むことが可能</p> <p>・休憩時間は他の利用者や職員の動きが見える環境だと落ち着かなくなるため、静養室のソファで横になっていることが多い</p> <p>・静養室での活動は特になく、長時間休憩が続くと不穏状態になり、頻りに静養室を出入りし、床を強く叩きはじめる</p> <p>・写真を使った指示で活動がいくつか理解できている</p> <p>・ときどき笑顔を見せ、支援員に近寄ってくることがあるが、しばらくしてから混乱状態になる場合もある</p> <p>・入浴や歯磨(うがい)きが1時間以上たっても終わらないことが多々見られる</p> <p>・2か月前、歯磨きの中止を指示した父親に、コップを投げつけ、目の大げがを負う(その後休日のドライブが行けていない)</p>	<p>生物的事象 (疾患や障害、気質など)</p> <p>・中学生から強度行動障害の状態が続いている重度の知的障害のある自閉症</p> <p>・生活習慣病の対策が必要</p> <p>・健康・衛生に配慮した詳細な援助は行いつらい</p> <p>・とっさに乳幼児を突き飛ばすリスクあり</p> <p>・女性や子どもの甲高い声は嫌い</p> <p>・混乱し興奮すると数時間単位で不穏状態が続き、場合によっては周囲の人が怪我をするリスクあり</p>	<p>① ダイエットと生活習慣病予防</p> <p>② 支援付きの外出手段の確保</p> <p>③ 穏やかに日中活動の時間を過ごす</p> <p>④ 定期的なショートステイの利用</p>	<p>・昼食に満腹感を与える低カロリーメニュー</p> <p>・日中活動に毎日散歩の時間を組み入れる(時間や歩行距離は計画的に増やす)</p> <p>・休憩時間に個別に深呼吸の練習</p> <p>・相談支援事業と行動援護利用の調整(早急のサービス開始に向けて)</p> <p>・行動援護事業所と具体的な支援方法の確認(支援員が複数回同行予定)</p> <p>・1日に作業1種類、自立課題6種類を準備</p> <p>・1日単位の個別のスケジュールを当面固定</p> <p>・スケジュールの伝達方法を調整</p> <p>・スケジュールの提示場所は静養室</p> <p>・3つ程度の活動を写真・カードで提示</p> <p>・静養室の休憩時間の終わりはタイマー</p> <p>・スケジュール変更時に家庭に連絡</p> <p>・家庭での影響を確認</p> <p>・月に2回(各1泊)生活介護事業所併設のショートステイを活用(要調整)</p> <p>・曜日の固定</p> <p>・他の利用者との調整</p> <p>・宿泊時に必要なものを確認</p> <p>・夜間・早朝のスケジュール確認</p> <p>・最初の実施日</p>
	<p>心理的事象 (不安、葛藤、希望、感情など)</p> <p>・一人で行う作業や自立課題は20分程度集中して取り組む</p> <p>・とっさに何らかの慣れ親しんだ行動を取ろうとする時に静止すると混乱することが多い(大声・床を叩く・頭突き等に表れる)</p> <p>・周囲の人のとっさの動きに反応し混乱することがある</p> <p>・刺激が少ない場所で、一人でいることを好むが、30分以上続くと混乱することがある</p> <p>・笑顔や人とのかかわりを求める行動がかならずしも快適な状況の表現とは限らない</p> <p>・歯磨きや入浴といった活動の終了が理解できない</p>		
	<p>社会的な事象 (家庭、施設・学校、地域資源など)</p> <p>・両親は愛情をもって接しているが、今後も長期間この生活を続けることの困難さを感じている</p> <p>・家庭以外での外泊経験は15年以上経験していない</p> <p>・2年を目処に複数箇所のケアホームの設置が検討されている(行動障害対応が可能か不確定)</p>		

(参考2)

支援手順書 兼 記録用紙 (例)

利用者名	高崎のぞむ	サービス提供日	2013年10月24日(木)			作成者名	赤城あきら
事業所名①	生活介護事業所あじさい	サービス名	生活介護	時間	9:30-15:00	提供者名	榛名陽子
事業所名②		サービス名		時間		提供者名	
事業所名③		サービス名		時間		提供者名	

時間	活動	サービス手順	チェック	様子
9:30-10:00	来所	【スケジュール1:朝の準備】 静養室(スケジュール)→静養室(着替え)→ 静養室(休憩)→アラーム(9:50)→作業室		
10:00-10:45	班別活動	【スケジュール2: DVD 組み立て×2回】 作業室(作業15分)→静養室(休憩10分)→アラーム →トイレ→静養室(スケジュール)→作業室(作業15分)		
10:45-11:00	お茶休憩	【スケジュール3:お茶休憩】 作業室→静養室(スケジュール)→手洗い→ 静養室(お茶休憩)→アラーム→作業室		
11:00-11:45	班別活動	【スケジュール4: DVD 組み立て×2回】 作業室(作業15分)→静養室(休憩10分)→アラーム →トイレ→静養室(スケジュール)→作業室(作業15分) →静養室		
11:45-12:45	昼食 昼休み	【スケジュール5:昼食】 静養室(スケジュール)→手洗い→静養室(スケジュール) →食堂(昼食)→静養室(休憩)		
12:45-13:30	散歩	【スケジュール6:散歩】 アラーム(12:45)→トイレ→静養室(スケジュール) →玄関(靴の履き替え)→公園→玄関(靴の履き替え) →静養室(スケジュール)→手洗い→静養室(休憩)		
13:30-14:35	自立課題	【スケジュール7:自立課題×2回】 アラーム(13:30)→作業室(自立課題15分) →静養室(休憩15分)→アラーム→作業室(自立課題15分) →静養室(休憩20分)		
14:35-15:00	帰り	【スケジュール8:帰宅】 アラーム(14:35)→トイレ→静養室(スケジュール) →静養室(着替え)→玄関(靴の履き替え)→送迎		

【連絡事項】

- 活動の切り替えは静養室で行います。原則として活動ごとにスケジュールを確認します。
- 静養室での休憩の終わりはアラームで知らせます。
- ロッカーは静養室に移動しました。着替えは静養室で行ってください。
- 熊谷さんと動線が重ならないように注意してください(特に朝、休憩時間)
- 自立課題終了後、帰りの準備をするまでに20分間の休憩が入ります。

【問い合わせ事項】

変更届に係る添付書類確認表

指定事業者は、指定された内容に変更があった場合は、その変更に係る事項について、変更があった日から10日以内に「変更届」を提出することが必要です。ただし、事業所（施設）の名称・所在地（設置の場所）の変更に関しては変更予定日の属する月の前月15日までに届け出てください。

また、介護給付費等の請求に関する事項については、毎月15日までに届出があった場合に翌月1日からの算定となります。（福祉・介護職員処遇改善加算の新規申請の場合のみ前々月末までに届け出てください。）

【提出する書類】

- 1 変更届出書（様式第4号）
- 2 添付書類（次の表を参考にしてください）

変更届出書の番号	変更する事項	添付書類
1	事業所(施設)の名称	・付表(10)・運営規程 (・業務管理体制変更届出書)
2	事業所(施設)の所在地	・付表(10) ・設備・備品一覧表 ・運営規程 ・消防法の適用確認 ・事業所の平面図 ・賃貸契約書・建物の登記事項証明書 ・事業所内外の写真 ・建築物関連法令協議記録 ・案内図 ・建物の構造概要 (・業務管理体制変更届出書)
3・4	申請者の名称 主たる事務所の所在地	・運営規程 ・法人履歴全部事項証明書 (・業務管理体制変更届出書)
5	代表者の氏名及び住所	・法人履歴全部事項証明書 ・法第36条第3項各号及び暴力団員でないことの規定等に該当しない旨の誓約書(03) (・業務管理体制変更届出書)
6	登記事項又は条例等	・法人履歴全部事項証明書
9	事業所の平面図及び設備の概要	・平面図(40) ・設備・備品等一覧表(41) ・変更箇所を撮影した写真 (・建築物関連法令協議記録(43))
12	管理者の変更	・付表(10) ・就任承諾書(45) ・経歴書(44) ・従業員の勤務体制及び勤務形態一覧表(59) ・組織体制図 ・法第36条第3項各号及び暴力団員でないことの規定等に該当しない旨の誓約書(03)
	管理者の住所変更	・付表(10) ・経歴書(44)
	管理者の氏名変更	・付表(10) ・経歴書(44) ・氏名変更が確認できる書類(戸籍抄本等)

変更届出書の番号	変更する事項	添付書類	
13	サービス提供責任者の変更	<ul style="list-style-type: none"> ・付表(10) ・実務経験証明書(2級ヘルパーの場合)(46) (行動援護・同行援護を行う場合) ・資格を証する書類 ・従業者の勤務体制及び勤務形態一覧表(59) ・組織体制図 ・経歴書 ・就任承諾書(45) 	
	サービス提供責任者の住所変更	<ul style="list-style-type: none"> ・付表(10) ・経歴書(44) 	
	サービス提供責任者の氏名変更	<ul style="list-style-type: none"> ・付表(10) ・氏名変更が確認できる書類(戸籍抄本等) ・経歴書(44) 	
15	運営規程	職員の職種・員数、職務の内容	<ul style="list-style-type: none"> ・付表(10) ・運営規程 ・従業者の資格を証する書類 ・従業者の勤務体制及び勤務形態一覧表(59) ・組織体制図
		営業日・営業時間、サービス提供日、サービス提供時間	<ul style="list-style-type: none"> ・付表(10) ・運営規程 ・従業者の勤務体制及び勤務形態一覧表(59) ・組織体制図
		利用者から徴収する費用の額	<ul style="list-style-type: none"> ・付表(10) ・運営規程
		サービスを提供する主たる対象者	<ul style="list-style-type: none"> ・付表(10) ・運営規程 ・指定障害福祉サービスの対象を特定する理由(49)
		各サービスの内容	<ul style="list-style-type: none"> ・付表(10) ・運営規程
		通常の事業の実施地域	<ul style="list-style-type: none"> ・付表(10) ・運営規程
	障害福祉サービス事業等変更届	→ 障害福祉課へ提出	

様式第4号（第5条関係）

変更届出書

年 月 日

岡山市長 様

届出者 (設置者) 所在地 名称 代表者 電話番号: FAX番号:



指定障害福祉サービス事業者(指定障害者支援施設)について、指定に係る事項を変更したので、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律(平成17年法律第123号)第46条第1項(第46条第3項)の規定により届け出ます。

事業所番号	
指定内容を変更した事業所(施設)	フリガナ
	名称
	所在地
	サービスの種類
変更があった事項	
変更の内容	変更の内容
1 事業所(施設)の名称	(変更前)
2 事業所(施設)の所在地(設置の場所)	
3 申請者(設置者)の名称	
4 申請者の主たる事務所の所在地	
5 代表者の氏名, 生年月日, 住所及び職名	
6 定款, 寄附行為等及びその登記事項証明書又は条例等(当該指定に係る事業に関するものに限る。)	
7 提供する障害福祉サービスの種類【重度障害者等包括支援】	
8 第三者に委託することにより提供する障害福祉サービスがあるときは, 当該障害福祉サービスの種類並びに当該第三者の事業所の名称及び所在地【重度障害者等包括支援】	
9 事業所の平面図及び設備の概要【訪問系事業所, 重度障害者等包括支援, 地域相談支援】	
10 建物の構造概要及び平面図(各室の用途を明示)並びに設備の概要【療養介護, 短期入所, 共同生活援助】	
11 事業所の平面図(各室の用途を明示)及び設備の概要【生活介護, 自立訓練, 就労移行支援, 就労継続支援】	
12 事業所の管理者の氏名, 生年月日, 住所及び経歴	
13 事業所のサービス提供責任者の氏名, 生年月日, 住所及び経歴	
14 事業所のサービス管理責任者の氏名, 生年月日, 住所及び経歴	(変更後)
15 運営規程	
16 事業所の種別(併設型・空床型の別)【短期入所】	
17 併設型における利用者の推定数又は空床型における当該施設の入所定員【短期入所】	
18 協力医療機関(協力歯科医療機関を含む。)の名称及び診療科名並びに当該協力医療機関との契約の内容【生活介護, 短期入所, 自立訓練, 就労移行支援, 就労継続支援, 共同生活援助】	
19 医療機関との協力体制の概要【重度障害者等包括支援】	
20 連携する公共職業安定所その他関係機関の名称【就労移行支援】	
21 関係機関との連携体制その他適切な支援体制の概要【共同生活援助】	
22 事業に係る介護給付費, 療養介護医療費, 訓練等給付費又は地域相談支援給付費の請求に関する事項(算定に係る体制等に関する届出書)	
23 役員の氏名, 生年月日及び住所	
添付資料※	従業者の勤務の体制及び勤務形態一覧表
変更(予定)年月日	年 月 日

※療養介護, 短期入所, 重度障害者等包括支援, 自立訓練, 就労移行支援, 就労継続支援(A型), 共同生活援助であつて, 利用者の定員の増加を行う場合は, 添付してください。

- 備考 1 「変更があった事項」欄は, 該当する事項の番号に○を付してください。
 2 変更内容がわかる書類を添付してください。
 3 事業所(施設)の所在地(設置の場所)の変更, 定員の増, 共同生活住居の増等指定に係る障害福祉サービスの量を増加しようとする場合は, 変更予定日の属する月の前月の15日までに岡山市へ届け出てください。それ以外の場合は, 変更の日から10日以内に届け出てください。

受 付 印

受付番号	
------	--

障害者総合支援法に基づく業務管理体制の整備に関する事項の届出書（届出事項の変更）

年 月 日

岡山市長 様

事業者 名 称
代表者職・氏名

印

このことについて、下記のとおり関係書類を添えて届け出ます。

事業者（法人）番号																				
-----------	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--

変 更 が あ っ た 事 項	
1, 法人の種別, 名称 (フリガナ)	2, 主たる事務所の所在地, 電話, FAX 番号
3, 代表者氏名 (フリガナ), 生年月日	4, 代表者の住所, 職名
5, 事業所名称等及び所在地	
6, 法令遵守責任者の氏名 (フリガナ) 及び生年月日	
7, 業務が法令に適合することを確保するための規程の概要	
8, 業務執行の状況の監査の方法の概要	

変 更 の 内 容	
(変更前)	
(変更後)	

年 月 日

岡山市長 様

経営者

住所（法人にあつては、主たる事務所の所在地）

氏名（法人にあつては、名称及び代表者の氏名） 印

障害福祉サービス事業等変更届

次のとおり障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第79条第2項の規定により届け出た事項を変更したので、同条第3項の規定により届け出ます。

		変 更 前	変 更 後
変更した事業	種 類		
	提供する便宜等の内容		
経営者	氏名 （法人にあつては、名称及び代表者の氏名）		
	住 所 （法人にあつては、主たる事務所の所在地）		
条例、定款その他の基本約款		(別 添)	
職 員 の 職 種			
職 務 の 内 容			
職 員 の 定 数			
主 な 職 員 の 氏 名			
主 な 職 員 の 経 歴		(別 添)	
事 業 を 行 お う と す る 区 域			
事業の用に供する施設	名 称		
	種 類		
	所 在 地		
	入 所 定 員		
変 更 の 年 月 日		年 月 日	

(添付書類) 収支予算書及び事業計画書

《メ モ》

A series of 20 horizontal dashed lines for writing.

岡山市保健福祉局高齡福祉部事業者指導課

障害事業者係

syou-jigyuu@city.okayama.lg.jp